

最低賃金の引き上げに向けた中小企業の支援策の拡充等

新たな神奈川県最低賃金

- 神奈川県最低賃金は、現行の 905 円から 25 円引き上げられ 930 円に。
- 発効日は 10 月 1 日の予定（9 月 1 日の官報公示により確定）。
- ※ 問い合わせ先 労働基準部賃金室（TEL：211－7354）

中小企業・小規模事業場に対する支援策の概要（詳細は別添参照）

I 業務改善助成金（神奈川県には初の適用）

- 生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成
人材育成・教育訓練費、経営コンサルティング費用も助成対象
- 賃金を引き上げる計画を作成・申請し、9 月末日までに、905 円以上の事業場内最低賃金を基礎として引上げを行えば対象（10 月 1 日以降は 930 円を基礎とする）

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
60 円以上	1 / 2 (小規模事業場は 3/4)	100 万円	事業場内最低賃金が 1000 円未満の事業場

※ 問い合わせ先 雇用環境・均等部指導課（TEL：211－7380）

II キャリアアップ助成金の拡充等

- 有期契約労働者等非正規労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事情主に対して助成
 - ・ 現行：有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、2%以上増額改定し昇級した場合、対象労働者数に応じた額を助成
 - ・ 拡充：中小企業に対する加算措置の創設
 - 中小企業が基本給の賃金規定等を 3%以上の増額改定し、昇級した場合
 - ・ 支給要件の緩和（8 月 5 日から実施）：
 - * キャリアアップ計画書の提出期限の緩和（人材育成コースは除く）
 - * 賃金規定等の運用期間の緩和
 - * 最低賃金との関係に係る要件緩和
- ※ 問い合わせ先 職業安定部職業対策課（TEL：650－2801）

（注）いずれの支援策も、補正予算の成立後に実施。

神奈川県労働局発表

平成28年8月5日

(担当)

神奈川県労働局労働基準部賃金室

賃金室長 中川 伸人

賃金指導官 中原 隆之

TEL 045-211-7354 (直通)

神奈川県最低賃金25円の引上げへ

— 本日、神奈川県最低賃金審議会が答申 —

神奈川県最低賃金審議会（会長 盛 誠吾）は、神奈川県労働局長（藤永 芳樹）から、神奈川県最低賃金の改正について、平成28年7月12日に諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、本日、同局長に対し、以下のとおり改正することが適当であるとの答申（別添参照）を行った。

- 時 間 額 930円 （現行 905円）
- 引 上 額 25円
- 引 上 率 2.76%

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続を経て、神奈川県最低賃金額が決定されることになる。

改正額の効力発生は、最も早い場合で平成28年10月1日である。

【参考：神奈川県最低賃金額及び対前年引上率、引上額】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
最低賃金額	849円	868円	887円	905円	930円
対前年度引上率	1.56%	2.24%	2.19%	2.03%	2.76%
対前年度引上額	13円	19円	19円	18円	25円

非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充

～ キャリアアップ助成金を拡充します ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、**正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

現行制度

賃金規定等改定（処遇改善コース）

（ ）は中小企業以外の額です。

有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合

- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：10万円（7.5万円）	4人～6人：20万円（15万円）
7人～10人：30万円（20万円）	11人～100人：1人当たり3万円（2万円）
- 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人：5万円（3.5万円）	4人～6人：10万円（7.5万円）
7人～10人：15万円（10万円）	11人～100人：1人当たり1.5万円（1万円）

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円（15万円）を加算

賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

中小企業に対する加算措置の創設

- 中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合 拡充
 上記現行制度の助成額に
 1人当たり 14,250円（※18,000円）を加算（すべての賃金規定等改定の場合）
 1人当たり 7,600円（※9,600円）を加算（一部の賃金規定等改定の場合）
 ※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。
 ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。
 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、
 伸び率が一定水準を超えている場合は18,000円（9,600円）を加算額として支給します。
 （ ）は一部の賃金規定等改定の額です。
- 平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。
 ※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- キャリアアップ計画書の提出期限の緩和（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）
 「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- 賃金規定等の運用期間の緩和
 「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。
- 最低賃金との関係に係る要件緩和
 「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。

「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

就業規則規定例

第〇条（賃金）
契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、**新たに作成した場合でも**その内容が、過去3か月の賃金実態からみて**2%以上増額していることが確認できれば助成対象**になります。

賃金規定等

○ 賃金規定

第〇条（賃金）
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。
第〇条（基本給）
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、○級：〇〇円、○級：〇〇円、○級：〇〇円とする。

区分	金額（時給）
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

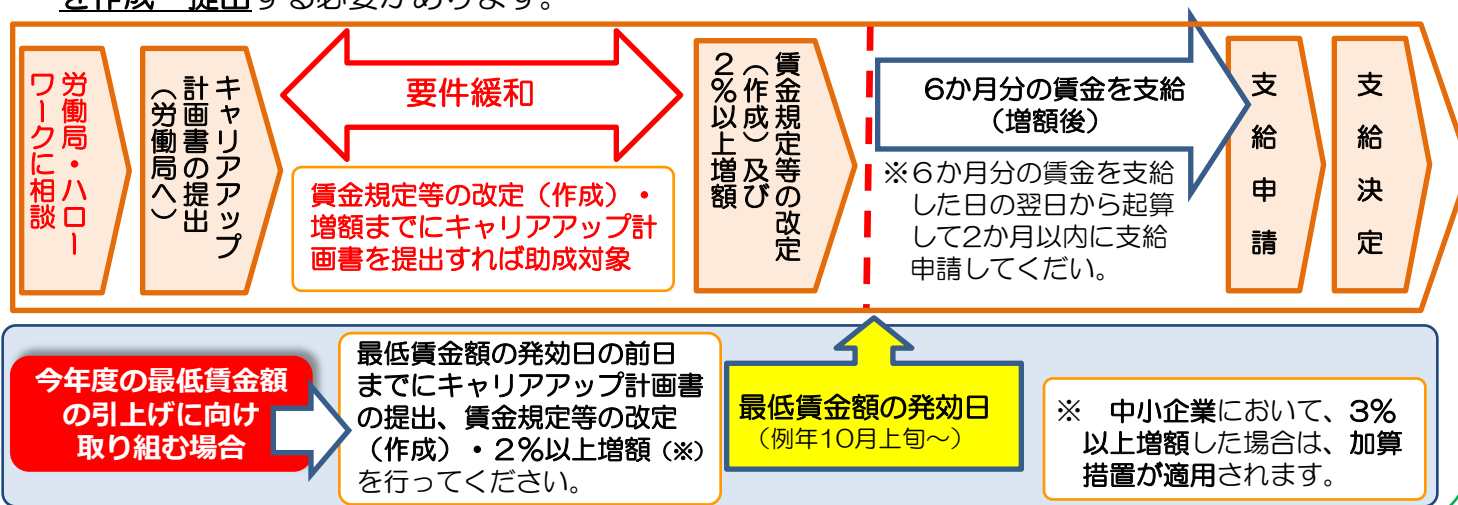
○ 賃金一覧表

対象者	金額（時給）
〇〇さん	〇〇〇円
××さん	〇〇〇円
▲▲さん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

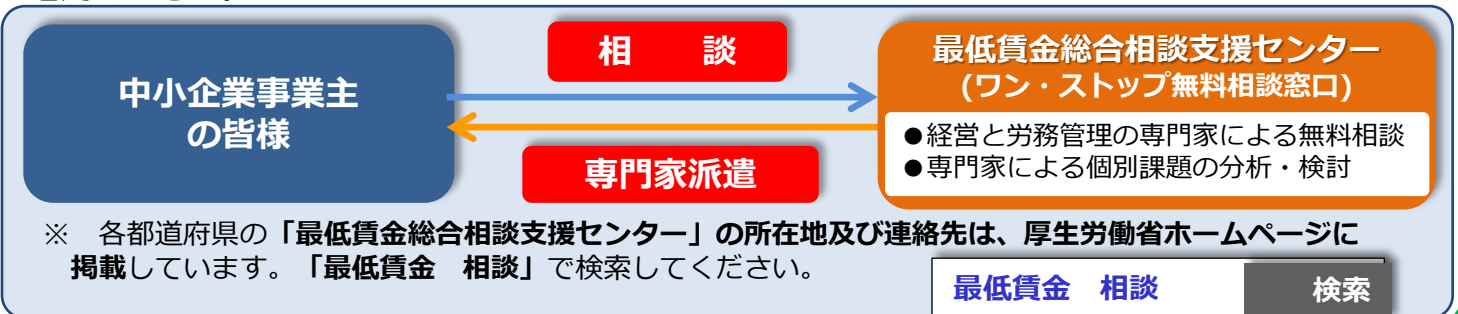
申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、**6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請**してください。また、**改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出**する必要があります。



最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご利用ください。



※ **その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません）。**

※ **コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。**すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。

※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。

※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」